

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年五月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山駅前第一市街地再開発ビル

所在地 岡山市駅前町一丁目八

2 届出者

岡山駅前第一ビル株式会社ほか十九社

3 変更事項

（変更前）

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ダイエーほか十四社

（変更後）

大規模小売店舗において小売業を行う者 天満屋ストア株式会社ほか二十三社（株式会社ダイエーほか七社を削除し、天満屋ストア株式会社ほか十六社を追加するものである。）

4 変更年月日

平成十八年四月二十八日

二 届出年月日

平成十八年五月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年五月二十三日から平成十八年九月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課